

弊財団にご寄付いただいた場合の免税措置について

1. 個人の方に寄付いただいた場合の所得税控除について

弊財団にご寄付いただいた場合には寄付金控除（所得控除）及び住民税寄付金控除の適用を受けることができます。

- 寄付金控除（所得控除）

寄付金控除は次の算式で計算します。

$(\text{その年中に支出した特定寄付金の額の合計額}) - (2 \text{ 千円}) = (\text{寄付金控除額})$

注：寄付金の額の合計額は所得金額の 40%相当額が限度です。

- 住民税寄付金控除

各自治体の条例指定により対象法人が異なるため、お住まいの自治体窓口にお問い合わせください

- 控除を受けるための手続

確定申告書を提出する必要があります。

2. 法人の方に寄付いただいた場合の損金算入について

弊財団にご寄付いただいた場合、特定公益増進法人への寄付となりますので、次のいずれか少ない金額が損金に算入されます。

(1) 特定公益増進法人に対する寄付金の合計額

(2) 特別損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 3.75 / 1000 + \text{所得の金額} \times 6.25 / 100) \times 1/2$

注：特定公益増進法人に対する寄付金のうち損金に算入されなかった金額は、一般寄付金の額に含めます。

個人の方の寄付金控除、法人の方の損金算入の詳細は国税庁 HP をご確認ください。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/koho/kurashi/html/04_3.htm